

特定相談支援事業及び障害児相談支援事業に係るQ & A（平成24年5月24日時点）

No.	質問項目	質問内容	回答
1	指定申請について	「特定相談支援事業」のみの指定を受けることはできるか。	「特定相談支援事業」のみを実施することは可能です。
2	指定申請について	「障害児相談支援事業」のみの指定を受けることはできるか。	「障害児相談支援事業者」の指定を受ける場合は、障害者自立支援法に基づくサービスと一体的な計画を作成する必要があるため、「特定相談支援事業」の指定を併せて受けることを基本とします。 この場合、「障害児相談支援事業者」と「特定相談支援事業者」の両方の指定を受けた事業者について、対象者を障害児のみとすることは可能です。
3	指定基準について	相談支援専門員の研修要件について、経過措置等はあるか。	相談支援専門員については、実務経験及び相談支援従事者初任者研修を全日程修了している必要があり、研修要件について特段の経過措置等はありません。
4	指定基準について	特定（障害児）相談支援事業を行いたい、相談支援専門員の資格を持っている者がいない場合、事業者として指定を受けることはできないのか。	相談支援専門員としての要件を満たす方がいない場合、指定を受けることはできません。
5	指定基準について	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護のサービスを行っている事業所の場合、その管理者が特定相談支援事業所の管理者を兼務することは可能か。	同一敷地内で管理業務に支障がない範囲であれば、管理者を兼務することは可能です。
6	指定基準について	指定相談支援事業所の相談室と、併設される障害福祉サービス事業所や障害児通所支援事業所の相談室を兼用することは可能か。	指定相談支援事業所及び併設される障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所の運営に支障がない場合は、兼用して差し支えありません。
7	事業内容について	相談支援専門員が、担当する障害者等が利用するサービス提供事業所の職員と兼務する場合、当該相談支援専門員がモニタリング等を行うことは可能か。	サービス提供事業所との中立性の確保やサービス提供事業所の職員と異なる視点での検討が欠如しかねず望ましくないため、兼務しない別の相談支援専門員がモニタリングを行うことが基本となります。（やむを得ない場合を除く）
8	事業内容について	サービス等利用計画及び障害児支援利用計画は、指定基準において、区市町村への提出が義務づけられているが、モニタリング結果についても提出する必要があるか。	モニタリング結果は以下に掲げる場合に報告が必要です。 ・支給決定の更新や変更が必要となる場合 ・モニタリング期間の変更が必要な場合 ・モニタリング期間を設定し直す必要がある場合 等
9	事業内容について	計画（障害児）相談支援給付費の支給期間と、モニタリング実施月の具体例を示してほしい。	例) サービスの支給決定（新規）の有効期間がH24.5.1～H25.4.31で、モニタリング期間が3ヶ月毎の場合。 1 計画相談支援給付費等の支給期間 H24.4（計画作成月）～H25.4 2 受給者証のモニタリング期間の記載 3ヶ月ごと（H24.7～H25.4） 3 モニタリングの実施月 H24.7→H24.10→H25.1→H25.4
10	事業内容について	計画相談支援給付費の支給期間の終期月は継続サービス利用支援（モニタリング）を行うこととされているが、サービス更新のためのサービス利用支援（サービス等利用計画案作成）も併せて行う場合の報酬算定は。	サービス利用支援の報酬のみ算定します。
11	事業内容について	サービス等利用計画書の作成月とサービス等利用計画作成の月が異なる場合、計画相談支援給付費の支給開始月はどちらか。	サービス等利用計画を作成した月が、計画相談支援給付費の支給開始月となります。
12	事業内容について	計画相談支援給付費の支給期間の終期月はいつか。	計画相談支援対象者が利用する障害福祉サービス・地域相談支援の有効期間のうち、最長の有効期間の終期月とします。
13	事業内容について	指定相談支援事業所が利用者負担上限額管理を行う場合は。	モニタリング期間が「毎月」である利用者については、指定相談支援事業所が上限額管理を行います。ただし、居住系サービス利用者は、居住系サービス事業所が行います。